

失業者・所得減少者に係る減免措置の見直しについて

【現行減免規定】

○対象者

- ①失業者(自己都合・定年退職等を除く) ②所得減少者(前年の合計所得金額の6割以下に所得減少することが見込まれる者)

○所得基準(単身者:扶養親族等を有しない納税者)・減免割合

①失業者

- ・前年の合計所得金額 115 万円以下
→ 均等割・所得割ともに全額免除
- ・前年の合計所得金額 145 万円以下
→ 均等割・所得割ともに7割軽減

②所得減少者

- ・前年の合計所得金額 115 万円以下
→ 均等割・所得割ともに所得減少率を乗じた額の7割軽減
- ・前年の合計所得金額 145 万円以下
→ 均等割・所得割ともに所得減少率を乗じた額の5割軽減

※ 失業者・所得減少者ともに、所得基準は扶養親族等 1 人につき 111 万円加算

【地方税法】

・「地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）」

「前年に所得があった者であっても、当該年における所得が皆無となったため又は甚だしく減少したため生活が著しく困難となったと認められる者については、その状況に応じて、適宜減免することが適当であること。特に退職者及び失業者については、配慮を加えるべき」としている。

【見直しの基本的考え方】

個人住民税が翌年課税であり、稼得時期と税負担時期に乖離があることを踏まえ、失業者や大幅な所得減少が見込まれる者には担税力の喪失を考慮。



- ・減免措置は継続
- ・ただし、所得基準等については見直し

【所得基準の見直し】

○他都市との比較

- ・所得基準(単身者)は、他都市(100～300 万円程度)と比較して低い傾向にある。
- ・扶養親族等の人数による加算額は、他都市(33 万円程度)と比較して大きな傾向にある。

○所得基準(単身者)の見直し

現行所得基準(単身者)については、扶養親族等3人の4人世帯を標準世帯として改定を行ってきた経緯があり、加算額が大きいことから結果的に単身者においては低い基準となっている。

本市においては単身世帯の割合が5割近く、扶養親族等を有しない納税者(単身者)の割合が6割を占めている実態を踏まえ、単身者に対する措置を一定程度拡充する。

■現在の所得基準による納税義務者の対象範囲…全額免除(115 万円)基準：約3割が対象(普通徴収分・単身者)



〔勤労単身世帯の平均的な家計実態における収入・貯蓄等も勘案し、退職後の失業手当を含めて生活保護基準(約 153 万円)の2倍程度の水準まで引き上げる。〕

全額免除基準を 115 万円(給与収入 約 190 万円)から、170 万円(給与収入 約 269 万円)に引上げ

→納税義務者の約6割が対象範囲となる(普通徴収分・単身者)

○加算額の見直し

生活保護基準を考慮して規定される所得割非課税基準では、単身世帯と2人世帯(扶養親族等1人)の差は67万円(35万円+32万円)であり、以降、扶養親族等1人につき35万円の加算となっている。

なお、家計実態から見た単身世帯と2人世帯の家計支出の差は、2人世帯と3人世帯及び3人世帯と4人世帯の家計支出の差と比較して大きくなっている。



加算額については、所得割非課税基準の例による計算方法を採用

→扶養親族等1人(2人世帯)では67万円、以降、扶養親族等1人ごとに35万円を加算

【減免割合の見直し】

○他都市との比較

- ・本市の減免割合は2段階としているが、他都市においては3段階などの例がある。
- ・他都市においては失業者に対する減免割合について、5割軽減を設けている例も多い。

○減免割合

減免割合に現行の7割軽減に加えて5割軽減の段階を設けることにより、失業者や所得減少により急激に担税力が弱まっている者に対して一定の配慮を加える。



減免割合を1段階追加して3段階とし、各段階の所得基準額の差は、所得基準額の引上げ幅に応じ、30万円から40万円に変更

- ・失業者………全額(170万円)・7割(210万円)・5割(250万円)
- ・所得減少者…7割(170万円)・5割(210万円)・3割(250万円)

〔失業減免 所得基準(現行・見直し案比較)〕

